

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止等住民訴訟事件

原告 深澤洋子 外43名

被告 東京都知事 外1名

請求の趣旨変更申立書

2008年10月15日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 利 明

同 大 川 隆 司

同 羽 倉 佐 知 子

同 只 野 靖

同 土 橋 実

同 谷 合 周 三

ほか28名

訴訟復代理人

弁護士 西 島 和

第1 原告は請求の趣旨を次のとおり変更する。

- 1 被告東京都水道事業管理者(水道局長)は、ハッ場ダムに関し、次の各負担金を支出してはならない。

- (1) 特定多目的ダム法第 7 条に基づく建設費負担金
 - (2) 水源地域対策特別措置法第 1 2 条第 1 項第 1 号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
- 2 被告東京都水道事業管理者（水道局長）が国土交通大臣に対しハツ場ダム使用权設定申請を取下げ権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。
- 3 被告東京都知事は、ハツ場ダムに関し、以下のとおりの各課長に、各負担金の支出命令をさせてはならない。
- (1) 東京都建設局総務部計理課長に、河川法第 6 3 条に基づく受益者負担金
 - (2) 東京都都市整備局総務部企画経理課長に、水源地域対策特別措置法第 1 2 条第 1 項第 2 号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
 - (3) 東京都都市整備局総務部企画経理課長に、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
 - (4) 東京都財務局経理部総務課長に、東京都水道事業管理者（水道局長）が特定多目的ダム法第 7 条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金
- 4 (1) 被告東京都建設局総務部計理課長は、河川法第 6 3 条に基づく受益者負担金の支出命令をしてはならない
- (2) 被告東京都都市整備局総務部企画経理課長は、水源地域対策特別措置法第 1 2 条第 1 項第 2 号に基づく水源地域整備事業の経費負担金の支出命令をしてはならない
- (3) 被告東京都都市整備局総務部企画経理課長は、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出命令をしてはならない
- (4) 被告東京都財務局経理部総務課長は、東京都水道事業管理者が特定多目的ダム法第 7 条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金の支出命令をしてはならない

5 被告東京都知事は、東京都を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者石原慎太郎（平成15年9月10日から現在まで東京都知事の地位にある者）に対し、149億508万0318円及び、内金18億6418万9492円に対する平成16年9月10日から支払済みまで、内金130億4089万826円に対する平成20年10月16日から支払済みまで、各年5分の割合による遅延損害金

6 被告東京都水道事業管理者（水道局長）は、東京都を代表して次の損害賠償請求をせよ。

（1）債務者飯嶋宣雄（平成15年9月9日から平成16年7月15日まで東京都水道事業管理者の地位にあった者）に対し、金11億2500万円及びこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

（2）債務者高橋功（平成16年7月16日から平成16年9月9日まで東京都水道事業管理者の地位にあった者）に対し、金2億0500万円及びこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

7 訴訟費用は被告らの負担とする。

第2 変更の理由

1 本件住民訴訟は、ハッ場ダムに関する東京都の負担金支出の差止めを求める訴訟であるところ、訴訟提起後、東京都は、各負担金の支出を言い続けている。

その支出した負担金は、平成15年9月10日以降分を含めて、被告ら指定代理人が提供を受けた別紙1の平成20年8月28日付けファクス文書及び別紙2の平成20年10月9日付けファクス文書のとおりである。

2 そこで、上記1の支出のうち、以下の各支出を行った東京都知事個人に対する損害賠償請求（前記請求の趣旨第5項）について、その損害賠償請求額を以下の金額のとおり増額する。

（1）平成16年9月10日以前の1年間に支出された負担金

河川法63条に基づく負担金

8億7239万6474円

水源地域特別対策措置法12条1項に基づく建設費負担金

1億4866万2756円

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金負担金

3313万0262円

一般会計から水道事業会計への繰出金

8億1000万円

以上合計 18億6418万9492円

(2) 平成16年9月11日以後、現在までに支出された負担金

河川法63条に基づく負担金

46億9049万8962円

水源地域特別対策措置法12条1項に基づく建設費負担金

13億787万1864円

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金負担金

3億5452万円

一般会計から水道事業会計への繰出金

66億8800万円

以上合計 130億4089万826円

(3) 以上全合計 149億508万0318円

3 なお、東京都水道局長個人に対する損害賠償請求額も、本来であれば、本件住民訴訟で差止めを求めたにもかかわらず、支出された負担金額については、差止め請求から、損害賠償請求に変更すべきところであるが、各歴代水道局長の個人責任追及が目的ではなく、東京都にとって、ハツ場ダム建設の必要がなく、これ以上の東京都による公金支出が行われないようにすることが、本件訴訟の目的であるため、あえて、損害賠償請求額の増額を求める請求の趣旨変更はしないこととする。

以上